## 第 12 号

令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号) 令和6年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算(第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,225,358千円を減額し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ 1,398,113千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入									
款	項	補正前の額	補 正 額	計					
		千円	千円	千円					
1 財産収入		26,722	95,951	122,673					
	1 財産運用	26,722	3,346	30,068					
	2 財産売払		92,605	92,605					
2 繰 越 金		346,256		43,947					
	1 繰 越 金	346,256	△ 302,309	43,947					
3 県 債		1,717,000	△ 1,019,000	698,000					
	1 県 債	1,717,000		698,000					
歳入	合 計	2,623,471		1,398,113					

歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		2,604,720	△ 1,225,358	1,379,362
	1 工鉱業費	2,604,720	△ 1,225,358	1,379,362
歳出	合 計	2,623,471	△ 1,225,358	1,398,113

第2表 約	操越明許費								
款			項				金	額	
1 商	エ	費							千円 1,313,681
			1	工	鉱	業	費		1,313,681
	合				計				1,313,681

第3表 地方債補正

変 更

お徒の日始	補	正		前	補	ì Œ			後
起債の目的・	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利	率	償還の方法
	千円	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円				
		財務省、地	以 内	含め30年以内					
		方公共団体金							
		融機構、会社、	(ただし、	半年賦元利 均等償還又は					
		歴候件、云社、  その他	利率見直						
			し方式で	元金均等償還、					
		(借入方法)	借り入れ	満期一括償還等					
		証書借入又 は証券発行(他	る資金について、	ず ただし、県					
			利率の見	財政の都合に					
		の地方公共団 体との共同発	直しを行	おり、繰上償					
用地造成	1 717 000	(その他)	った後に	還をなし、又 は借換えをす	698,000	( <del>14)</del> .T	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	,-	 同 じ)
尹 未 貝	1,717,000	工事その他	当該見直	ることができ	090,000	(1冊 115	. BU	V-	FI] () 
		の都合により、	し後の利	る。 る。					
		一部又は全部	率)	<b>3</b> 0					
		を翌年度以降	7						
		に繰り下げて							
		借り入れるこ							
		とができる。							
		こ~ こる。   発行価格が							
		額面金額を下							
		回るときは、							
		その発行差額							
		をうめるため							
		必要な金額を							
		加算した額を							
		限度額とする							
		ことができる。							